

令和7年度第2回岡山大学病院の医療安全に係る外部監査委員会議事要旨

日 時 令和7年11月14日（金）13時30分～14時55分

場 所 岡山大学鹿田キャンパス 管理棟3階 大会議室

出席者 【委員】松山委員長、長谷川委員、清板委員

【岡山大学病院】前田病院長、安藤医療安全管理責任者・医療安全管理部長、増山高難度新規医療管理部長、大塚国際診療支援センター長、楳田副薬剤部長、大澤医師GPSM、渡辺医師GPSM、白井歯科医師GPSM、小沼薬剤師GPSM、在本看護師GPSM、前島病院事務部長、中島医事課主任専門職員、岡田医事課長、渡辺医事課総括主査、瀬浪医事課主任専門職員、中谷医事課事務職員、直原医事課専門員、永野医事課事務職員、藤元医事課専門員、内田医事課主査、高木医事課主任

【法人監査室】三垣法人監査室長、棟岡法人監査室総括主査、長尾法人監査室主査

1. 開 会

議事に先立ち、三垣法人監査室長から外部監査委員会の各委員の紹介を行った後、安藤医療安全管理責任者から岡山大学病院の出席者の紹介があった。

続いて、前田病院長から開会の挨拶があった。

2. 議 事

（1）カルテ開示における記載者情報の開示について

初めに、大澤医師GPSMから、資料に基づき説明があり、カルテ開示の範囲及び院内でのSNS投稿等の運用ルールについてご意見を伺いたいとの発言があった。松山委員長より、カルテ開示の請求理由と請求者について質問があり、大澤医師GPSMより、請求時にその理由は問わないことになっているため推測になるが、診療行為の理解の不一致（不信感）やそれに伴う第三者への相談のための資料として請求していると考えられる。また、本人または家族からの請求がほとんどであるとの回答があった。続いて長谷川委員より、岡山大学病院診療記録開示内規第6条に規定されている診療記録の開示を拒みうる場合について、「第三者によって作成された」とあるが、これは何を指すのかについて質問があり、大澤医師GPSMより、紹介状等の他の医療機関等で作成された診療記録のことであるとの回答があった。さらに、長谷川委員より、今回のように医療従事者の保護を目的とするケースであれば、個人情報保護法第33条第2項第2号に該当するとして、院内の診療記録開示委員会において審議したうえで記載者情報を非開示にすることは可能ではないかとの発言があった。また、大澤医師GPSMより、カルテの内容部分に記載されている個人名を黒塗りにすることについて問題がないか質問があり、長谷川委員より、医療従事者の保護を目的とするものであれば病院の業務に支障が生じるとの理由で非開示とすることはやむを得ないのでないかとの回答があった。続けて大澤医師GPSMより、カルテ開示において診療過程の内容がわかれれば記載者情報は不要ではないかとの質問があり、長谷川委員より、自分が職務上開示請求した場合は、誰が記載したかということよりも診療過程の内容のほうをより重要視しているとの回答があった。また、清板委員より、カルテを記載するのは医療従事者個人であるが、記載されている診療内容については、最終的には病院としての判断で行

われたものと言えるのでカルテ開示においては記載者情報は外してもいいのではないか、また、開示する場合に非開示部分について病院側の都合の悪いところを隠しているのではないかと受け取られる可能性があるため、非開示とした理由を示すという方法もあるのではないかとの発言があった。松山委員長より、カルテ開示については、医療的または倫理的な理由で行われている、また、カルテの記載者情報については非開示でもよいのではないかとの発言があった。また、大澤医師 GPSM より、院内における SNS への投稿について一律禁止とする運用ルールについてご意見を伺いたいとの発言があり、長谷川委員より、SNS 投稿禁止の線引きが難しいため、一律禁止にするという方法もあり得るが、他の患者のプライバシーを侵害する行為や病院の業務に支障を及ぼす行為について禁止するというルールも考えられる旨の発言があった。

(2) 外国人患者対応について

大塚国際診療支援センター長から、資料に基づき、外国人患者対応に関する体制について説明があった。その説明に対し松山委員長より、トラブルの発生頻度及び言語面や宗教面での配慮について質問があり、大塚国際診療支援センター長より、トラブルは多くはないが、未収金の発生については注意している、また、同意文書の多言語化、食事面での配慮を行っている旨回答があった。続いて長谷川委員より、海外からの外国人患者受け入れについて質問があり、大塚国際診療支援センター長より、現在は近郊の居住者への対応が中心であり、海外からの患者受け入れは人材や財政的な面から難しい状況ではあるが、人口減少も見据えて将来的には外国人の積極的な受け入れを考えていきたいとの回答があった。さらに、長谷川委員より、通訳の面でも多様なツールを利用して外国人患者に対応していることについて評価できるとの発言があった。続いて松山委員長より、外国人を受け入れることは未収金のリスクを伴うが、外国人患者受け入れのセーフティネットになっていただけとの発言があった。最後に清板委員より、岡山大学病院の基本情報について、英訳されたものはあるのかとの質問があり、大塚国際診療支援センター長より、ホームページに英訳されたページがあるとの回答があった。

3. 講評

松山委員長から、本日の監査結果に基づき、次のとおり講評が述べられた。

(1) カルテ開示における記載者情報の開示について

カルテ開示について、大学病院における保有する個人情報の適切な管理に関する規程にもとづいた、診療記録開示内規や事務処理要領等により診療録の誠実な開示が実施されていることが確認できた。一方でカルテ開示における「記載者情報等の開示」によりストーカー行為などの医療従事者へ被害が生じることへの対応及び SNS 投稿についての院内における運用ルールに関しては、医療従事者を守るためにも今回の監査で述べさせていただいた意見等を参考にされて開示の全部または一部拒否についての判断基準や SNS 投稿に関する院内ルールを整理して、院内の関連する内規等の修正等によるルールの整備を検討願いたい。

(2) 外国人患者対応について

外国人患者対応については、外国人対応マニュアルを作成し、国際診療支援センターを中心とした外国人患者の受け入れ体制を整えていた。受け入れ対応のツールについても「医療通訳サー

ビス」、「会話ツール」、「医療コーディネーター」、「海外オンラインセカンドオピニオン」などを利用したきめ細かい受け入れ体制の整備が確認できた。それらに加えて院内の環境整備や院内研修会、e-ラーニングを用いた人材育成をされており外国人患者対応について適切な対策が講じられていた。今後も外国人患者の受け入れについては増加が見込まれることが予想されるため、常に見直し、改善の意識をもって引き続き体制整備に努めてもらいたい。

4. 閉会・事務連絡

閉会にあたり、前田病院長から本日の外部監査について謝辞が述べられた。

三垣法人監査室長より、次回（令和8年度第1回委員会）の開催について、6月頃を予定しており、開催時期が近づいたら、改めて日程調整させていただきたい旨発言があった。

以上